

# 免状携帯義務により申請時に免状を提出できない方へ

新規交付や写真書換え等の免状申請に際しては、既得の免状を提出することとされておりますが、タンクローリー乗務等業務の都合により免状の提出が難しい方は、免状の写しによる申請が可能です。

危険物取扱者免状(又は消防設備士免状)書換再交付申請書のほか、既得免状の代わりに、次の[ア]～[ウ]の書類を提出してください。

また、新免状受領後、一週間以内に、必ず旧免状を広島県支部へ提出してください。

## ○ 申請に必要なもの

[ア] 「既得免状の提出猶予申請書」

※事業所責任者の印鑑を押印してください。

[イ] 免状の「写し」(裏表両面)

[ウ] 免状の送付用封筒(郵送により免状の受領を希望される方)

○ 封筒の形状 定形封筒(長さ14cm～23.5cm、幅9cm～12cm)

○ 新免状は事業所の責任者様宛に送付しますので、封筒には事業所の郵便番号・住所・事業所名を記入し、460円分の切手(簡易書留郵便料金、50グラムまで)を貼ってください。

## ○ 申請の流れ



## ○ ラベルシール

広島県支部に送付する際にご利用ください。

ラベル1 (申請書等送付用)

〒730-0013  
広島県広島市中区八丁堀14-4  
J E I 広島八丁堀ビル9階

(一財)消防試験研究センター広島県支部 行

ラベル2 (旧免状送付用)

〒730-0013  
広島県広島市中区八丁堀14-4  
J E I 広島八丁堀ビル9階

(一財)消防試験研究センター広島県支部 行  
(旧免状 在中)

令和 年 月 日

(一財)消防試験研究センター  
広島県支部長様

所 在 地 \_\_\_\_\_

事 業 所 名 \_\_\_\_\_

責任者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 既得免状の提出猶予申請書

免状申請に際しては、既得の免状を提出することとされておりますが、免状を常に携帯しておく必要がありますので、免状の「写し」(裏表両面)による免状申請書の受理と、新免状が送付されるまで既得免状の提出を猶予してくださるようお願いします。

既得免状の提出につきましては、新免状を受領してから一週間以内に、当社(事業所)の責任において新旧免状の交換を行い、回収した旧免状は(一財)消防試験研究センター広島県支部に送付します。

#### 1. 既得免状の種類

危険物取扱者免状  消防設備士免状

#### 2. 申請の区分

他種類免状の交付  写真書換

#### 3. 免状を常に携帯する理由

-----  
-----

#### 4. 申請者氏名

氏 名	生 年 月 日	免状の種類
	T・S・H 年 月 日	危・設
	T・S・H 年 月 日	危・設
	T・S・H 年 月 日	危・設
	T・S・H 年 月 日	危・設

上記の者が手続き中に法定講習の受講等、免状の記載に追記が生じる場合は、その旨を申し出ます。

(注) 上記1~2の項目中の□にチェックをし、3~4の項目を記入してください。